

冬期加算の 1.3 倍基準適用の周知などについて

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	<p>冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。</p> <p>ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。</p> <p>イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。</p>	
0	愛知県	<p>国による生活保護基準改訂に伴う冬期加算の見直しについては、査察指導員を対象とした会議等の場において、傷病・障害等により常時在宅しているといった特別な事情がある場合に、地区別冬期加算の特別基準の設定ができる旨説明をしております。</p> <p>また、特別基準の設定については、被保護者からの申出に限らず、実施機関が必要であると認めた場合は認定することが可能である各福祉事務所へ連絡をしております。</p>
1	名古屋市	<p>平成27年11月1日から適用される冬季加算の見直しについては、地区別冬期加算の水準の適正化や世帯人数別の格差の是正などとともに、傷病・障害等により常時在宅しているといった特別な事情がある場合には、見直し後の冬季加算額ではその需要を賅いきれない暖房費用について、地区別冬期加算額の1.3倍額を支給可能とされているところであり、対象世帯に対しては、各実施機関より、具体的に記載したお知らせ文書などを活用し、案内してまいります。</p> <p>また、平成27年5月14日付保護課長通知のとおり、適切に運用してまいります。</p>
2	豊橋市	<p>ア 影響を受ける生活保護世帯に対しては、家庭訪問の際に生活保護受給者の生活状況を確認しながら、冬季加算額を変更していく予定です。</p> <p>イ 適切な対応に努めていきます。</p>
3	岡崎市	<p>ア 生活保護法に基づき適正に実施します。</p>
4	一宮市	<p>ア 該当する世帯に対し、個別に対応します。</p> <p>イ 法に基づいて適正に事務処理を行います。</p>
5	瀬戸市	<p>ア 特段の事情がない限り該当しないため、実施する予定はありません。</p> <p>イ 法令に従い適切に行っております。</p>
6	半田市	<p>ア 生活保護を受給する全世帯の生活状況を個別具体的に検証し、平成27年5月14日付保護課長通知に定める条件に該当する場合には、冬季加算に係る特別基準を設定し支給してまいります。</p> <p>また、特別基準を設定した世帯につきましては、その旨文書により通知してまいります。</p> <p>イ 3級地-1、VI区に該当する当市では、11月1日から1人世帯では60円、2人世帯では390円と、各世帯人員すべてにおいて増額される予定であります。</p>
7	春日井市	<p>ア 冬季加算額の改定のお知らせについて、被保護世帯に案内する予定です。</p> <p>イ 特別基準の適用にあたっては、個々のケースの住環境や世帯構成、医療、介護の利用状況等による判断が必要と考えています。</p>
8	豊川市	<p>ア 今回の冬季加算の見直しの内容については、保護の変更決定通知書に特別基準である旨を記載し送付します。また、窓口を受給者が来所した際、あるいは受給者の自宅訪問する際などの機会を通じて説明するよう対応してまいります。</p> <p>イ 特別基準が適用となる傷病・障害等の該当にする世帯については、市で把握していますので、該当する世帯には、地区別冬期加算1.3倍の額で対応してまいります。</p> <p>また、常時在宅せざるを得ない世帯又は乳児が世帯員にいる世帯などについても、世帯構成、生活状況を把握した中で、特別基準の適用の必要があると認めた場合は、同様な対応をしてまいります。</p>
9	津島市	<p>ア 被保護者宅への訪問により、住環境等を把握すると共に、冬季加算の説明を行います。</p> <p>イ 被保護者宅への訪問や医療機関の意見に基づき、個々の状況に合わせ、特別基準の認定を行ってまいります。</p>

10	碧南市	該当生活保護受給世帯へは、担当現業員から連絡及び確認することとし、生活保護法による保護の基準及び実施要項を適正に施工します。
11	刈谷市	ア 冬期加算の見直しにつきましては、要介護度が3以上であっても、デイサービス等を利用し、頻繁に外出する受給者もいるため、受給者と担当ケースワーカーでよく話し合い、支給基準を検討します。
		イ 今回の基準改正が、生活保護受給生態の生活を脅かすことのないよう支援します。
12	豊田市	
13	安城市	ア 全世帯への周知はせず、該当する世帯に個別に対応することとします。
		イ 特別基準の適用については、該当世帯の生活状況を把握の上、検討します。
14	西尾市	ア 特別基準について全世帯への文書による周知は実施していませんが、該当すると思われる世帯には、個別に事情を聴取し、対応してまいります。
		イ 特別基準の適用については、国の通知等に基づき、適正に対応してまいります。
15	蒲郡市	貴重な意見として、お聞きいたしました。
16	犬山市	現状で1.3倍基準に該当すると思われる世帯については、ケースワーカーから個別に周知します。また、例外措置の適用については、国や県からの運用事例等を参考に実施していきます。
17	常滑市	ア 該当世帯には口頭にて周知する予定です。
		イ 投資において冬期加算はすべての世帯が引き上げになります。
18	江南市	ア 特別基準の適用の可能性がある世帯に対しては、担当ケースワーカーから各世帯に対して、口頭による説明にて制度内容の周知に努めてまいります。
		イ 特別基準の適用については、実施要領に基づき、画一的に処理するのではなく、家庭訪問等によりケースごとの生活実態を詳細に把握し、慎重且つ適切な制度の運用に努めてまいります。
19	小牧市	文書の送付について現時点では予定しておりませんが、傷病・障害等により外出が困難な人については、ケースワーカーによる訪問調査により生活実態の確認に努め、その内特別基準の適用が必要と認められる人については特別基準の適用を検討していきます。なお、今回の基準改定にあたり、小牧市在住の生活保護受給世帯の冬期加算が減額されることはありません。
20	稲沢市	冬期加算につきまして、生活保護法による保護の実施要領に基づき至急に努めてまいります。
21	新城市	ア 個々の状況に応じた適切な対応に努めます。
22	東海市	ア 東海市は豪雪地帯ではないため、基準の冬期加算額で賄えるものと考えております。
		イ 減額幅も少ないため、基準どおりの支給を行う予定です。
23	大府市	ア 被保護者に対して、制度改定の趣旨や例外的措置の適用について周知を図るとともに、国の方針に従いながら個々の実情に応じて転居指導を実施します。
		イ 今後も国の実施要領に従い、適切に事務を行ってまいります。
24	知多市	ア 実施予定です。
		イ 対象世帯の現状を把握し、適正に対応していきます。
25	知立市	ア 冬期加算改定について、ご案内を全戸へ送付予定です。
		イ 現在の状況の聞き取りにより真に必要と思われる保護者には、適用していきます。
26	尾張旭市	ア 全保護世帯への周知は現時点では考えておりません。必要に応じた個別対応を想定しております。
		イ 必要に応じて対応してまいります。
27	高浜市	ア すべての生活保護世帯には周知しませんが、対象となる世帯に対しては説明を行った上で、冬期加算に対する光熱費が地区別冬期加算額で賄える特段の事情がない限り、地区別冬期加算額の1.3倍の額を認定します。
		イ 投資は3級地1のVI区であるため、今回の改正ですべての世帯が増額となります。
28	岩倉市	ア 対象となる被保護世帯については、状況を見極め適切に対応していきたいと考えます。
		イ 基準に従い適切に対応します。

29	豊明市	ア 制度の周知については、適切に実施していきます。 イ 受給者に不利益とならないような措置を行います。
30	日進市	ア 該当する世帯に周知、相談を実施し、生活保護法、実施要領ともに従い事務を行っていきます。 イ 例外措置を適用できるケースについては検討を行いつつ、生活保護法、実施要領に従い事務を行っていきます。
31	田原市	ア 田原市は生活保護の基準においては3級地-1であり、今回の見直し後では冬期加算額は増額される級地となりますが、特に必要があると見受けられる方には基準の設定も検討致します。 イ 田原市では増額となります。
32	愛西市	ア 陳情の趣旨を理解し、適正な生活保護の実施に努めます。 イ 愛知県の指導のもと、定期制な生活保護の実施に努めます。
33	清須市	国・県の指導に基づき適正な対応をしています。
34	北名古屋	北名古屋市は厳冬地区ではないため、冬期加算については保護の基準に基づきⅥ区で支給する。尚、常時在宅せざるを得ない外出困難者については、該当者はいない。
35	弥富市	生活保護法の基準に準じ実施します。
36	みよし市	
37	あま市	冬期加算見直しについては、周知徹底を図るとともに、適切な対応に努めてまいります。なお、今見直しによる本市の冬期加算額は増額となることから、被保護世帯への通知は考えておりません。
38	長久手市	国の定めた基準に基づき、適切に対応しています。また必要に応じて対象世帯への説明を行うなど周知に努めます。
39	東郷町	福祉事務所を設置していない本町にあつては、県の指導のもと対処します。
40	豊山町	関係法令に基づき、県福祉事務所の指導のもと、対応していきます。
41	大口町	ア お知らせ文書を全生活保護世帯に送付する予定はありません。 イ 冬期加算は、低所得世帯との比較で引き下げの方向が導き出されましたので、国の基準に従って実施する予定です。
42	扶桑町	ア お知らせ文書については考えていませんが、法に従い適切に事務をすすめます。 イ 法に従い適切に事務をすすめます。
43	大治町	ア 実施機関である県事務所が保護決定を行っており、対応しています。
44	蟹江町	ア 県の指導のもと、適切に事務をすすめています。
45	飛島村	海部福祉相談センターと連携を図り行う。
46	阿久比町	ア 福祉事務所の指示のもと、周知に努めます。 イ 生活保護費の決定は、福祉事務所(県)が行っています。
47	東浦町	本町は福祉事務所を設置していないため、対応できません。
48	南知多町	ア 対象者には、本人に説明を行っている。(県) イ 国の制度に準じています。
49	美浜町	ア 福祉事務所を持たない本町では、県が実施しています。 イ 現時点では考えていません。
50	武豊町	ア 福祉事務所と連携を取りながら適切に対応してまいります。 イ 関係法令に基づいて適切に対応してまいります。
51	幸田町	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しています。
52	設楽町	県担当部局と連携を取りながら事務をすすめます。文書通知については、対象者が理解しやすい文面などを考慮しながら努力します。
53	東栄町	ア 県の福祉事務所と協議し、対象者には文書での周知を行います。 イ 所管の県福祉事務所と協議します。
54	豊根村	ア 愛知県の福祉事務所の管轄ですが、連携を図りながら事務をすすめます。